

# 『新地域支援構想』の概要

## 【構想の主旨】

- 平成 27 年度の介護保険制度改正案において、介護予防訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行することに注目し、新たな地域支援事業のあり方と助け合い活動との関係について検討し、その具体的な展開方法についての提案を「新地域支援構想」としてまとめました。
- 高齢者の抱える福祉課題・生活課題は、「介護（予防）」だけではなく、社会的なつながりの希薄化や「孤立」が原因となっていることが多いと考えています。助け合い・支え合いの理念にもとづく「助け合い活動」は、活動を通して孤立している人びととつながり、その人と地域社会とのつながりを回復するという、住民・市民自身の活動であるからこそ可能な、また固有の働きを持っています。
- 今回の地域支援事業の改編は、高齢者の自立支援や家事援助にとどまらず、高齢者と地域社会との関係の回復・維持の働きかけの仕組みにいかに関与させるかが重要なポイントです。

## 【私たちが描く新しい地域支援事業の姿（基本枠組みに関する提案）】

### (1) 助け合い活動を中心とした地域支援事業の展開

- 家族や地域社会の機能が大きく変化していく現状において、地域づくりの視点に立ち、地域の福祉課題・生活課題を自らの問題として住民・市民が認識・共有し、活動につなげていく、という地域福祉の考え方を定着させなければなりません。
- 助け合い活動の意義は、この地域福祉の考え方を具体的な支援につなげてきたことであり、地域社会のつながりづくりから制度の福祉サービスまで、各種サービス・活動をつなぎ、隙間を埋める役割を果たすことをめざしています。

### (2) 介護予防訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行

- 高齢者の社会的孤立の防止、社会的関係の回復・維持というニーズへの対応が重要であり、介護予防訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行においても、その視点での助け合い活動による対応が非常に重要です。一方、専門職による専門的サービスが必要な人も存在し、この二つのアプローチが必要です。
- この点は、介護保険財源の限界から、従来の介護予防訪問介護・通所介護の費用を低く抑えるために住民・市民の活動に移行させるという理解が一部にありますが、ニーズの内容から移行を判断すべきと考えています。
- 家事援助サービスを受けてきた要支援認定者に対し、生活の激変を避けるため、必要に応じて同様のサービスを継続する場合も、助け合い活動団体は、真のニーズ（自立支援、社会的孤立の防止、社会的関係の回復・維持等）に着目し支援していくことが必要です。

### (3) 助け合い活動に対する公費助成

- 助け合い活動の運営基盤にかかわる費用に対しては、自主性、主体性を尊重しつつ、助成を行う仕組みをつくる必要があります。コーディネーターの人件費やその他調整にかかわる事務諸費用（事務所経費も含む）は、活動を拡充する際の障害となっており、これらに対する公費助成は不可欠です。
- 地域支援事業による助成以外にも、各地域のニーズや助け合い活動団体の育成の必要性等を鑑み、自治体の判断によって独自に助成を行うことが考えられます。

### (4) 協議体と生活支援コーディネーター

- 生活支援サービスを担う事業主体が参画する協議体や生活支援コーディネーターが求められる機能を発揮することにより、地域における助け合い活動の発展を図ることが期待されます。
- コーディネーターは、助け合い活動の諸団体に支えられ、助け合いという価値観を共有できる人が望ましく、当該地域の助け合い活動の中からふさわしい人が生まれる環境と、地域の助け合い活動に支えられて活動する仕組みづくりが重要です。

## 【その他の提案】

### (1) 介護予防訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行に関する具体的な対応策

- 報酬の方式（利用者1割負担）を引き継ぐサービス（「雇用型生活支援サービス」と呼ぶ）が過渡的に存在する間、助け合い活動の利用者負担の軽減（サービス間の公平化）策として、バウチャー等を発行することが考えられます

### (2) 拠点の整備

- 助け合い活動は人と人とのつながりをつくることを重要な目的としていることから、つながりをつくる場(拠点)を持つことには大きな意義があります。
- 小地域単位に共通の活動拠点をつくることが望まれ、商店街の空き店舗や学校の空き教室の活用、社会福祉法人等非営利法人や企業等の地域貢献としての拠点の場の提供などの働きかけも必要です。

### (3) 助け合い活動を支援する民間財源の醸成

- 地域における寄付文化の醸成として寄付等の民間財源は重要であり、各活動団体が自ら寄付金・会費を募ったり、活動団体が共同して市町村単位等で行うことが有効です。
- 共同募金の仕組みを活用することにより、地域における助け合い活動を下支えするとともに、当該地域での助け合い活動への住民・市民の関心を高め、多様な主体に対して寄付を通じた活動への参加を促すことにつながります。このような活動を都道府県共同募金会や中央共同募金会と連携してすすめることが重要です。